

木古内町公共施設等総合管理計画【概要版】

平成 29 年 3 月（令和 4 年 8 月改訂）

1 章はじめに

1 計画の背景と目的

木古内町では、庁舎・校舎等の多くの建築系公共施設や、道路・橋梁・上下水道等のインフラ系公共施設等を整備し、行政サービスの提供、住民生活の基盤整備等に取組んできましたが、これらは時間の経過とともに徐々に老朽化し、今後、その安全性と機能性を確保するための維持管理、更新等には膨大な経費が必要となります。

そこで、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための方針を定めることを目的とした、「木古内町公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 3 月に策定しています。その後、公共施設等総合管理計画の基本方針等に基づき、学校施設長寿命化計画等の個別施設計画が策定・見直しされ、各施設の状態等を踏まえた具体的な対策の内容と時期等の方針が示されました。

また、総務省では、総合管理計画の推進を総合的かつ効果的に図るとともに、計画について不断の見直しを実施し、充実させていくためとして、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を平成 30 年 2 月 27 日に改訂しており、本計画はこれまでの公共施設等の取組等について検証するとともに、改訂された指針を踏まえ、見直しを行うものです。

2 章 公共施設等の現状と今後の見通し

1 公共施設の現状

本町が保有する建築系公共施設は、71 施設、149 棟、総延床面積は約 86,424 m²です。平成 28 年度と比較すると、1,693.13 m²増加しています。

道路、橋りょう等の土木系公共施設の保有量は、町道約 106 km、橋りょう 7,665 m²、上水道の管渠約 89 km、下水道の管渠約 18 kmとなっています。

図 施設類型別延床面積と推移



表 主なインフラ系公共施設

分類	内訳
道路	村道 実延長合計 106,351m (内舗装済み 50,839m)
	林道 実延長合計 23,776m
橋りょう	面積合計 7,665 m ²
上水道	実延長合計 89,053m
下水道	実延長合計 18,369m

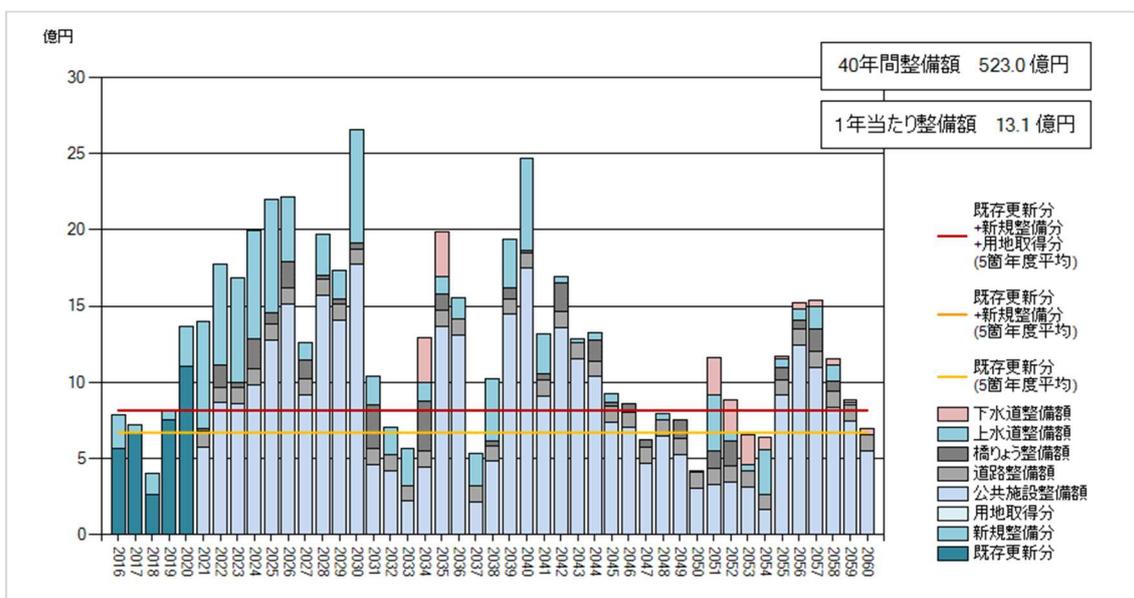
2 公共施設等全体の今後の見通し

各項目の更新費用の見通しをまとめると、40年間にかかる費用総額は523億円で、年当たり必要となる更新費用は13.1億円です。

過去5年間（2016～2020年度）の投資的経費の実績は年平均8.18億円（グラフ中の橙色線）と1.6倍となります。

更新費用の推移をみると、年20億円以上の費用が必要となる年度が2025年度、2026年度、2030年度、2040年度と複数回訪れることとなります。

図 公共施設等全体の更新費用



3章 公共施設等を取り巻く課題の整理

(1) 将来人口の見通し

木古内町人口ビジョンにおいては、人口減少のペースを抑制し、令和47年には1,800人台の確保を目指しています。将来の人口規模、人口構造を想定しながら、公共施設総量の適切な調整、町民のニーズに対応した施設サービスの見直し等を検討していく必要があります。

(2) 財政の見通し

町の財政としては今後も厳しさが増していくことが予想され、町民に最良のサービスを提供していくためには、より一層の健全な財政運営が必要となります。

(3) 公共施設等の現況と更新費用の見通し

現在保有する建築系公共施設を全て更新していくことは困難であるといえ、未利用及び必要度の低い保有施設の削減を図ることが必要です。インフラ系施設についても、町のまちづくりの方針に併せてインフラ系施設の計画的な管理を進める必要があります。

4章 公共施設等マネジメントの理念と目的

1 計画の理念、目的

【理念】

木古内町の公共施設等全体を貴重な資産と捉え、公共施設等の将来の方向性の確立に向けて取り組みます。

【目的】

効率的な維持管理等の実施による公共施設等の長寿命化や、効果的な公共施設の活用促進や統廃合を進めることによる施設保有量の最適化などを計画的に進めることによって、将来の財政負担を軽減することを目的とし、住民サービスの水準と健全な行財政運営との均衡を図り、安全で安心な公共施設等の構築を進めます。

2 計画の推進体制

総合管理計画の策定に当たり、建設水道課は、施設の各部門を横断的に管理し、施設総体を把握し、一元的に管理する役割を担います。建設水道課は、横断的な組織として各課の調整機能を発揮し、公共施設等マネジメントの推進について計画の方針の改定や目標の見直しを行っていきます。

3 公共施設等のコスト、数量に関する数値目標

施設保有面積の削減目標

令和38年（平成28年から30年後）までに施設保有面積の32～48%程度を削減



5章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1 人口減少を見据えた整備更新

人口減少を見据え、新規施設の整備は最小限に抑制し、既存の公共施設を貴重な財産ととらえ、適切な維持管理によって、できる限り長期間使用します。

2 住民ニーズへの適切な対応

公共施設等は本来、住民の方々に公共サービスを提供するためのツールであり、適切に利用されて初めてその効果を発揮します。社会経済状況や時間の経過によって変化する住民ニーズを的確にとらえ、最大限に有効利用されることを目指します。

3 民間活力導入の検討

簡素で効率的な町政運営のため、着実な行財政改革が重要ですが、一方で、町の職員や財源などの行政資源には限界があります。公共施設の維持管理・運営や新規整備や修繕工事における資金調達について、多様な主体との協働を図ります。

6章 公共施設等の管理に関する実施方針

1 点検・診断等の実施方針

- ・施設は、日常点検と定期点検・臨時点検を実施し、点検履歴の記録は老朽化対策等に活かします。
- ・診断等では、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を必須項目として実施します。施設の長寿命化を図るために快適性、環境負荷性、社会性等についても評価を実施します。

2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・維持管理及び修繕を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。
- ・アクションプランに基づく、長期修繕計画、中期修繕・改修計画を策定し、施設の適法性の管理、インフィル（内装・設備等）の計画的保全、及び施設の統廃合推進方針と整合を図ります。

3 安全確保の実施方針

- ・重要な評価項目で危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。
- ・施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。

4 耐震化の実施方針

- ・定期的な点検、適切な改修を実施し、耐震性能の確保を図ります。

5 長寿命化の実施方針

- ・総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。個別に長寿命化計画等が策定されている場合はそれに準拠します。
- ・建替周期は大規模改修を経て60年とし、更に使用が可能であれば長寿命化改修を行って80年まで長期使用します。

6 ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・高齢者、障がい者をはじめ全ての人にとって安全・安心で暮らしやすいまちづくりを目指し、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進します。

7 脱炭素化の推進方針

- ・公共施設等の建替え、改修等にあたっては、ZEB化の検討、省エネルギー設備や再生エネルギー設備の導入を推進します。

8 統合や廃止の推進方針

- ・施設の安全性や利用率等の評価項目において診断し、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。
- ・住民サービスの水準低下を最小限にするため、種々の施策についてその可能性を検討します。

7章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

本計画では、「6章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」や「7章 公共施設の管理に関する実施方針」を踏まえ、建築系公共施設（ハコモノ）とインフラ系公共施設（道路・橋りょう・上下水道等）に分類し、施設の種類毎に基本的な管理方針を定めています。

8章 長寿命化対策を反映した今後の見込み

1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理対策における優先順位の考え方

既に長寿命化計画等個別施設計画を策定済みの施設や今後個別施設計画にあたる計画等を策定した施設については、それぞれの計画に基づき対策を実施することを原則としますが、本町の限られた財政状況を踏まえ、優先すべき指標を踏まえ、優先度の高い施設から対策を実施します。

優先すべき指標 <以下を踏まえて総合的に判断>

- 立地状況（災害リスク）
- 施設等劣化度（築年数・耐用年数・耐震性）
- 施設重要度（災害時における拠点施設・指定避難所等）
- 施設利用度

2 未利用施設等の活用や処分に関する基本方針

未利用建物等の未利用資産等については、原則として、未利用町有地の売却を推進する中で、その土地の購入希望を待って、建物等を除却するか、あるいは除却せずに建物等付きで売却するかを決定します。

長期にわたって未利用状態となっている資産等のうち、町が保有する必要性が低い資産等については、情報を町内外に対し積極的に公表することにより、民間事業者等への売却・貸付による有効活用を図ります。

一方で、未利用状態となっている建物等のうち、周辺環境の保全や景観維持等を図るために放置することが不適切である建物等については、除却を推進することとします。

3 長寿命化対策を反映した場合の見込みと効果

(1) 対策の効果額

公共施設等全体について、令和4年度から13年度までの今後10か年において、令和3年3月末時点の長寿命化対策を反映した各種予定事業と、単純更新した場合の見込みを比較した場合、約153億円のコスト削減効果が見込まれます。

単純更新	長寿命化対策反映
総額 185.4 億円（18.5 億円／年）	総額 32.6 億円（3.3 億円／年） 152.8 億円（15.3 億円／年）の縮減

9章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策

1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(1) 公共施設等マネジメント組織体制の構築

各課に対し横串機能を持ち、公共施設等に対して一元管理を行い、全体の調整機能

を發揮しつつ、進行管理を行うとともに方針の改定や目標の見直しを行う機能を持つ組織の構築を検討します。

また、組織内の各部門に散在する関連データの情報管理に関して、データベース化や利活用するための運用管理体制の構築等、情報管理の体制等についても検討します。

(2) 住民等の利用者の理解と協働の推進体制の構築

清掃や植栽管理等の業務について協定等に基づき住民団体による維持管理の検討や、維持管理の成果や利活用状況など様々な情報を、住民へ提供することによって住民に開かれた公共施設を目指します。

(3) 指定管理者制度、PPP 及び PFI の活用体制の検討

指定管理者制度、PPP 及び PFI の活用により、効率的で質の高い公共サービスを提供、民間資金やノウハウを活用したサービスの質を充実、コスト削減が期待できることから、これらの活用体制の構築を進めます。

(4) 財政との連携体制の構築

公共施設等マネジメントの導入により必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めるとともに、財政部門と密に連携します。

(5) 職員研修の実施

研修等を通じて職員の啓発に努め、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

2 PDCAサイクルの推進方針

(1) PDCAサイクルに基づく計画の進行管理

計画の進捗状況等については、適宜評価を実施し、結果に基づき計画を見直すことによって、さらなる公共施設等の適正管理の推進を図ります。

個別施設計画については、本計画に基づき策定し、PDCAサイクルによる適切な管理を行い、進捗状況等について評価を実施し、評価結果に応じて見直します。



(2) 議会や住民との情報共有

総合管理計画の進捗状況等について、町ホームページ等で住民に公表し、情報の共有を図ります。公共施設を利用或いは支えている多くの住民と行政・議会が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報等を積極的に開示します。